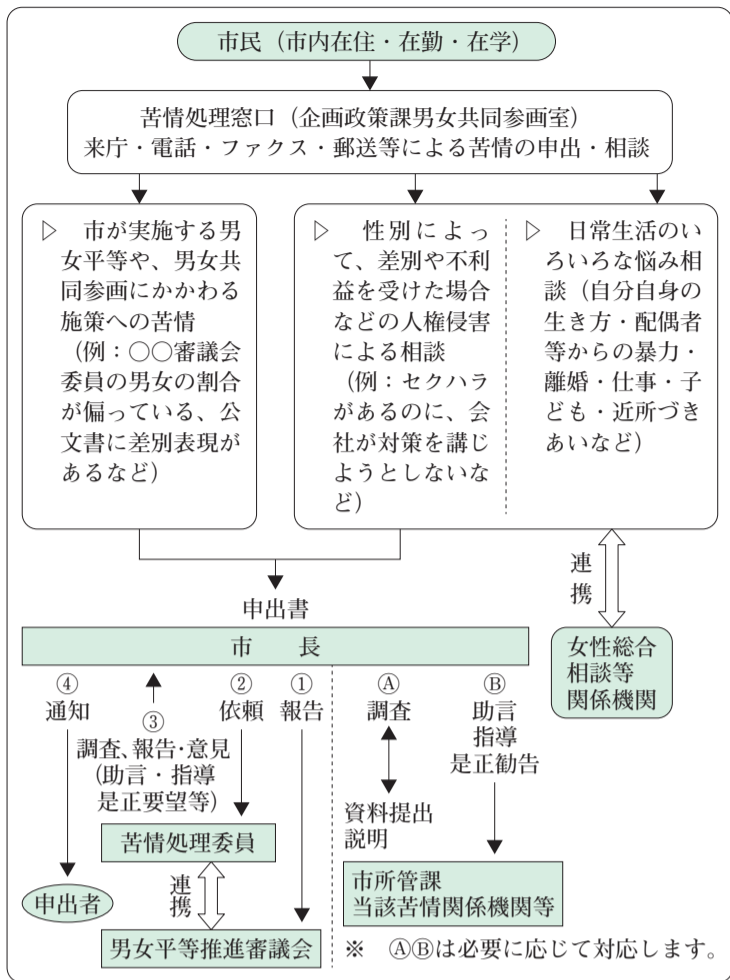


男女平等に関する苦情処理のしくみ



対象 市内在住・在勤・在学

受付時間 土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時

また、苦情を公平に適切かつ迅速に処理するため、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うこともできます。

学の方 苦情・相談申出書（企画政策課男女共同参画室、公民館各館、図書館本館）にありませぬ。また市ホームページからダウンロードできます。必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室へ。その他 秘密は厳守します。

デートDVを防止しましょう

デートDVとは、未婚の交際相手などへの暴力のことで、被害を受けた人の心や身体を大きく傷つけてしまう人権侵害です。

女性総合相談をご利用ください

金曜日の午後、女性総合相談を実施しています。（実施していない週もあります。市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載しています）

専門の女性カウンセラーが、あなたのお話をじっくりお聞きします。他の専門機関の紹介もしています。

お気軽に相談ください。

相談日時 金曜日午後1時30分～4時30分（事前予約制）

相談場所 市民相談室（市役所第二庁舎1階）

相談方法 面談または電話

申込方法 電話で、企画政策課男女共同参画室へ。

◆ 共通 ◆

問合先 企画政策課男女共同参画室（〒184-8504住所 不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224）

市が実施している施策で男女差別が見られる場合の苦情や、市民生活を営むうえで差別的な扱いを受けた場合の人権侵害による相談について申し出ができます。

相談内容に応じて、必要がある場合は、市は当該機関等の調査をしたり、説明を求め、助言・指導、是正の要請を行います。

また、苦情を公平に適切かつ迅速に処理するため、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うこともできます。

市では、啓発パンフレットを作成し、市役所第二庁舎1階入口パンフレットスタンド等で配布しているほか、ホームページに掲載しています。

人権尊重のため、デートDVを防止しましょう。

女性総合相談をご利用ください

金曜日の午後、女性総合相談を実施しています。（実施していない週もあります。市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載しています）

専門の女性カウンセラーが、あなたのお話をじっくりお聞きします。他の専門機関の紹介もしています。

お気軽に相談ください。

相談日時 金曜日午後1時30分～4時30分（事前予約制）

相談場所 市民相談室（市役所第二庁舎1階）

相談方法 面談または電話

申込方法 電話で、企画政策課男女共同参画室へ。

◆ 共通 ◆

問合先 企画政策課男女共同参画室（〒184-8504住所 不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224）

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

ご利用ください

「苦情」「相談」窓口

学の方 苦情・相談申出書（企画政策課男女共同参画室、公民館各館、図書館本館）にありませぬ。また市ホームページからダウンロードできます。必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室へ。その他 秘密は厳守します。

デートDVを防止しましょう

デートDVとは、未婚の交際相手などへの暴力のことで、被害を受けた人の心や身体を大きく傷つけてしまう人権侵害です。

人権尊重のため、デートDVを防止しましょう。

女性総合相談をご利用ください

金曜日の午後、女性総合相談を実施しています。（実施していない週もあります。市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載しています）

専門の女性カウンセラーが、あなたのお話をじっくりお聞きします。他の専門機関の紹介もしています。

お気軽に相談ください。

相談日時 金曜日午後1時30分～4時30分（事前予約制）

相談場所 市民相談室（市役所第二庁舎1階）

相談方法 面談または電話

申込方法 電話で、企画政策課男女共同参画室へ。

◆ 共通 ◆

問合先 企画政策課男女共同参画室（〒184-8504住所 不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224）

第4次男女共同参画行動計画—推進状況調査の報告について

【計画の概要】

市では、男女共同参画社会の実現のため、平成25年3月に第4次男女共同参画行動計画を策定しました。

本計画は、計画期間を平成25年度～28年度とし、基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めています。

この基本理念を具体的に推進していくため、基本目標1「互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育てる」、基本目標2「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」、基本目標3「人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る」、基本目標4「男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる」と、4つの基本目標を掲げています。

【平成26年度推進状況調査結果】

基本目標1では24事業、基本目標2では51事業、基本目標3では28事業、基本目標4では18事業、合計121事業の実施内容等について調査しています。

○具体的な取り組み

【審議会等女性の参画推進】

男女共同参画社会の実現のためには、女性が政策決定の場へ参画することが重要です。

また、審議会等の委員構成は、男女に偏りがないように配慮することが必要です。改選時には、できるだけ女性委員の登用を図り、能力を発揮する機会の拡大に努めました。（下表）

【男女共同参画シンポジウム開催】

男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布・施行されたことにちなみ、6月23日～29日を「男女共同参画週間」と定め、内閣府をはじめ各自治体で啓発行事を実施しています。

本市も、「男女平等年宣言」「男女平等基本条例」および「第4次男女共同参画行動計画」等の浸透と偏見のない社会を形成するため、啓発事業を実施しました。

平成26年6月29日に「新しい家族のあり方—パートナーシップと子育て」をテーマとした講演会を開催しました。

【男女共同参画情報誌「かたらい」発行】

男女共同参画施策の推進のため、市民スタッフ制を導入し、情報誌「かたらい」を発行しています。

平成26年9月に第40号特別企画「やさしさに包まれた、心かよい合う家—みんなおいでまた明日!」、平成27年3月に第41号特別企画「おやしから子どもたちへ—遊びの楽しさを伝えたい」を発行しました。

今後も、市民に男女共同参画に関する情報を発信し、意識啓発を図っていきます。

【こがねいパレット】

男女共同参画社会実現のための啓発事業として、学習・交流事業を市民実行委員が企画、運営し実施しています。

平成26年11月16日に「ゆる家事って、なゝに?—今の暮らしに魔法をかけよう」をテーマとした講演会を開催し、こがねいパレットに賛同する市民団体の紹介・展示等を行いました。

「こがねいパレット」は、「いろんな色を持つ、いろんな人たちが自分の色を大切に、出会い、交流し、それぞれの色を認め合い、ときには、いくつかの色が混ざりあって、新しい色を織りなしながら、誰もが楽しく幸せに暮らせる豊かな社会を作り出そう」という願いが込められています。

【男女平等推進審議会からの提言】

平成28年1月18日に、市の附属機関である男女平等推進審議会から、本計画の推進および今後の行動計画策定についての提言をいただきました。

【提言書に記載されている意見（一部抜粋）】

- ▷ 報告書（平成26年度実績）に対する評価と意見
 - ▷ さらなる施策推進に向けて＝女性の就労に関する支援について、庁内連携について、意識調査結果の有効活用について
 - ▷ 今後の行動計画の策定について
- その他 報告書および提言書は、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、図書館本館、企画政策課男女共同参画室（市役所本庁舎2階）および市ホームページで閲覧できます。
- 問合先 企画政策課男女共同参画室（☎042-387-9853）

議会・行政委員会等女性の参画率

人数等	小金井市 (平成27年4月1日現在)				多摩26市 (平成26年4月1日現在)				東京都 (平成25年4月1日現在。議員数、行政委員数は平成26年4月1日現在)			
	機関数	総数	女性の人数	女性比率	機関数	総数	女性の人数	女性比率	機関数	総数	女性の人数	女性比率
議会・行政委員会等												
議会	—	24	10	41.7%	—	636	168	26.4%	—	125	25	20.0%
行政委員会（教育委員会ほか）	6	34	6	17.6%	136	815	101	12.4%	9	92	10	10.9%
附属機関（男女平等推進審議会ほか）	43	541	193	35.7%	837	11,321	3,302	29.2%	76	1,175	293	24.9%
その他審議会等（行財政改革市民会議ほか）	7	82	26	31.7%	591	9,845	3,747	38.1%	85	962	169	17.6%
管理職の在職状況	—	68	11	16.2%	—	2,552	355	13.9%	—	3,139	550	17.5%